

## 議案第18号

### 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

#### 1 改正理由

学校教育法第60条第2項の規定による副校長を置くことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正内容

学校に、必要に応じて副校長を置くこととする。(第4条の3関係)

#### 3 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行することとする。

議案第十八号

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「副校長を置くことができる」を「必要に応じて副校長を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十八日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

学校教育法第六十条第二項の規定による副校長を置くことに伴い、所要の規定を整備する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

|          |  |
|----------|--|
| <p>新</p> | <p>(副校長)<br/>         第四条の三 学校に、必要に応じて副校長を置く。</p>  |
| <p>旧</p> | <p>(副校長)<br/>         第四条の三 学校に、副校長を置くことができる。<br/>         2 副校長は、当該副校長を置く学校の教頭のうちから、秋田県教育委員会が任命する。<br/>         3 副校長は、校長を補佐し、校長の命を受けて校務の一部を掌理する。</p> |